

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2022年4月1日		
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)
突発的な予定変更の対応（天候、客先都合）	現地検査・調査 報告書作成・確認	7			6回	99時間		25%	720時間		25%
現地作業トラブルの対応	現地検査・調査 報告書作成・確認	7			6回	99時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) 1	(具体的内容) 1 労働時間が80時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2022 年 3 月 18 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 主任
氏名 清水 悟

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、筆手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2022 年 3 月 31 日

高崎 労働基準監督署長殿

本協定届は、書面による労使協定書
が締結されていなければ無効となります
高崎労働基準監督署

使用者 職名 代表取締役
氏名 安藤 純二



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14106050050000				
	都道府県	所轄	管轄	基幹番号	支番号
法人番号	1020001011844				

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
非破壊検査業		株式会社ジャスト群馬営業所		（〒 370 — 0004 ） 高崎市井野町 692-2 （電話番号：027 — 381 — 8139 ）				2022年4月1日から 一年間有効		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数				
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	客先からの予定変更による対応	現地検査・調査 報告書作成・確認	7		6時間		45時間		360時間
		現地検査・調査業務の集中	現地検査・調査 報告書作成・確認	7		6時間		45時間		360時間
		受注・発注〆切の集中	各種書類作成・確認	7		6時間		45時間		360時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	検査・調査業務の集中、予定変更による対応		現地検査・調査 報告書作成業務	7			一ヶ月に4回		0：00～24：00	
	受注・発注〆切の集中		書類作成・確認業務	7			一ヶ月に4回		8：00～22：00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

（チェックボックスに要チェック）

